

平成23年 6月 16日

法務省司法試験委員会

委員長 高橋宏志 殿

仙台弁護士会

会長 森山



『要請書』の送付のご案内

当弁護士会では、別紙書面のとおり『平成23年度新司法試験についての要請書』を発し、送付致しますので、ご査収下さいますようお願い致します。

2011（平成23）年6月15日

平成23年度新司法試験についての要請書

仙台弁護士会

会長 森 山 博

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本を中心として全国的に極めて大きな被害をもたらし、それによる様々な支障が現在に至るまで継続している。この大震災は本年度の新司法試験受験生（試験の受験資格を有する者を含む。以下同じ。）に対して重大な影響を与えたことは明らかである。

被災地の受験生の中には、地震や津波による直接の被害を受けたり、家族や知人を亡くしたり、避難所生活を余儀なくされた者が含まれている。また、学習環境としても、被災地の法科大学院の建物自体が大きな損傷を受けて使用することができないとか、使用に大幅な制限を受けざるを得ない状態が続き、学習場所の確保に困難をきたしたことに加えて、物流が滞ったことから新たな書籍の入手も困難であった。学生の住宅もライフラインの切断、余震の続発、原発事故の不安等から落ち着いて勉強する環境とは到底言えない状況であり、パソコンも使用できない期間があった。受験準備のために被災地を離れる学生もかなりいたが、その際にも書籍やノート等の搬出を十分に行えないことが多かった。

今回の大震災による受験準備への支障は東日本のみには留まるものではない。被災地に実家があるとか、親族が居住している者にとっての精神的・経済的な負担は極めて大きなものである。また3月11日の地震以来、マグニチュード7.0を超える規模の余震が関東地方・中部地方でも発生しており、福島第1原子力発電所の被災による放射能汚染の恐怖も同地方にまで広がっている。

このような状況に鑑みると、本来であれば新司法試験について試験日程の変更や追試験等の措置が採られるべきであった。例えば平成23年度の国家公務員採用I種試験において人事院は、受験生の事情によっては第1次試験の再実施を認める扱いとした。ところが新司法試験についてはそれらの措置が採られないまま、5月11日から試験が現実開始されている。新司法試験においては司法試験法第4条により、法科大学院卒業後5年以内に3回という受験年数・回数制限がなされており、その合理性自体についても議論のあるところであるが、少なくとも本年度に関しては東日本大震災の影響を無視して上記制限を行うことは被災した受験生をはじめとして東日本大震災の影響を受けた新司法試験受験生にあまりにも酷な結果となることから、その救済を図るべきである。また、救済すべきものを特定することは事実上困難であることから、受験生の範囲を限定すべきではない。

以上から、平成23年度新司法試験においては、全ての受験資格を有する者について、年数制限および回数制限の対象としない立法措置を講ずることを要請する。

以上